

近畿病院図書室協議会会則

第1条（名称）

本会は近畿病院図書室協議会（病団協と略称）という。（以下本会といふ）

第2条（目的）

本会は会員相互の緊密な連携と協力により病院図書室の充実、および医療情報活動に貢献することを目的とする。

第3条（組織）

本会は、第2条の目的に賛同する病院図書室をもって組織する。

第4条（事業）

本会は会の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 図書室職員の研究・研修・講演会等。
- 2 雑誌所在目録の編集と発行。
- 3 会誌の発行。
- 4 文献の相互貸借。
- 5 その他必要と思われる事業。

第5条（入会および退会）

本会に入会を希望するところは別に定める資格を必要とする。

退会を希望する場合は、その旨の届出を必要とする。

入会に際しては、入会金を徴収する。

第6条（義務）

本会の会員は次に定める義務を負う。

- 1 会費の納入（会費は年額30,000円とする）。
- 2 総会への出席。
- 3 その他、本会が定めた事業への協力、参加。

第7条（役員）

本会には次の役員をおく。

- | | |
|------|-----|
| 会長 | 1名 |
| 事務局長 | 1名 |
| 幹事 | 若干名 |
| 監査 | 2名 |

役員は会員の中から選出し、総会で信任を得なければならない。会長、事務局長については役員会において選出する。

第8条（会議）

1 総会

総会は年一回開き、本会の最高議決機関とし、活動方針、予算・決算の承認、役員の選出、会則の変更を行う。臨時総会は必要に応じて随時会長が招集する。

2 役員会

会長、幹事、事務局長で組織し、会の主要事項を審議する。

3 幹事会

幹事と事務局長で組織し、会の運営に当る。

第9条（部活動）

本会は事業の遂行に必要な部をおくことができる。各部は、総会の議決もしくは幹事会が必要を認めたとき、設置もしくは廃止できる。各部の部員は幹事会の承認を経て、会長が委嘱する。

第10条（会計）

本会の経費は、会費・贊助金・寄附金・入会金・事業収入をもって充てる。

本会の決算に関する書類は、監査を受け、総会の議決を経なければならない。

第11条（事務局）

本会の事務局は大阪市立総合医療センター図書室におく。

〒534-0021 大阪市都島区都島本通 2-13-22

第12条（改訂および変更）

本会の会則の改訂および変更は、総会において決定する。

第13条 本会は賛助会員をおくことができる。

[付則]

- 1 本会の役員任期・会計年度は総会より次期総会までとする。
- 2 本会則は1974年11月16日から実施する。
- 3 本会則に定めていない事項については内規で定める。

- 4 本会則は 1975 年 11 月 29 日改正施行する。
- 5 本会則は 1978 年 3 月 30 日改正施行する。
- 6 本会則は 1979 年 3 月 24 日改正施行する。
- 7 本会則は 1984 年 3 月 24 日改正施行する。
- 8 本会則は 1998 年 3 月 26 日改正施行する。
- 9 本会則は 2000 年 3 月 30 日改正施行する。
- 10 本会則は 2004 年 3 月 30 日改正施行する。
- 11 本会則は 2005 年 3 月 25 日改正施行する。
- 12 本会則は 2011 年 3 月 24 日改正施行する。
- 13 本会則は 2012 年 3 月 22 日改正施行する。
- 14 本会則は 2019 年 3 月 22 日改正施行する。

[内規]

1 入会資格

この会に入会を希望するところは、次の資格を必要とする。

- (1) 図書室(館) があること。(併設も可)
- (2) 司書および図書室(館) 業務を担当する者がいること。(兼任も可)
- (3) その他の医療関連機関の入会を拒まないこと。
- (4) 入会の可否については幹事会の承認を得ること。
- (5) 各事業活動への参加が可能であること。
 1. 雑誌などの所蔵データの提出
 2. 相互貸借の実施

3. 研修会への参加
 4. 会誌への投稿協力
 5. 統計調査データの提出
 - (6) 総会への出席もしくは委任状の提出が可能なこと。
 - (7) 要請があれば、2 年以上幹事または各部員を担当すること。
 - (8) 強制退会後の再入会には、未納分の一括納入を条件とする。
- 2 賛助会員制度
- 当協議会事業を賛助する個人または団体を賛助会員とする。
- (1) 会員と同じく、出版物の入手、研修会等への参加は可能とする。
 - (2) 制限事項
 1. 総会での議決権
 2. 役員や委員の委嘱
 3. 会員相互貸借事業への参加
 - (3) 会費等は幹事会で定める。
 - 3 入会時期

当協議会に入会する時期は、年度初めとする。

 - 4 強制退会

会費未納入施設のうち催促後も納入しない会員は、幹事会の決定により届出なく退会とする。